

## 授刀寮散禁歌考

——聖武初期宮廷における授刀舎人散禁事件をめぐる——

島 田 修 三

1

聖武神龜四年二月十三日夜、宮中に雷雨が降り、大風が吹いた。聖武天皇即位以来、最初の雷に関する記録である。『続日本記』の記すところによれば、聖武治世二十六年間において、雷および雷雨に関する記事はこの部分以外にも七ヶ所ほど数えられ、いずれも厄災をもたらす天変として、またはその兆しとして記載されているといつてよいだろう。その中、この記事を含めると、宮中近辺の雷の記事は五ヶ所<sup>(1)</sup>ということになる。もちろん二十六年間の治世中、宮廷の周辺にわずか五回しか雷が鳴らなかつたとは考えにくい。『続日本記』編纂者は主として、雷が宮中に何らかの実害をもたらした場合や農作物に甚だしい被害をもたらした場合、さらには雷が宮中近辺に鳴つた事実とその後の餓饉や旱魃等の厄災との間に因果関係があると判断した場合に雷の記事を採用したのであろう。宮中最大の実害を被つた例として、天平二年六月二十九日の雷雨の一件がある。この時は、神祇官の家屋が被雷し、人や家畜に死をもたらしている。何か非常にシンボリックな事件であるが、これを畏怖した天皇は新田部皇子に詔勅を下し、神祇官とともにこの天変の意味するところを卜占させ、さらに畿内七道の諸社に幣を奉らせた。

冒頭に記した神亀四年二月の雷雨大風に關しては具体的な被害状況の記録は見えぬが、これを厄災の兆しとして天皇は重視した。それから五日後の十八日には厄災銷滅を祈願して僧六百人、尼僧三百人に金剛般若波羅密經を誦經させている。篤く仏教を信奉する聖武天皇は厄災銷滅・国土安寧祈願や新都（難波宮）繁榮祈願のために、しばしば諸寺や宮中において様々な經典を僧尼に誦讀させているが、僧尼の人数が明記されている記録中、延べ人数九百人という、この誦經会は最大規模のものである。<sup>21</sup>初期聖武政權の一大デモンストレーションとでも呼ぶべき性格さえ感じられる催しともいえるのではなからうか。さらに三日後の二月二十一日、天皇は内安殿に文武百寮の主典以上の官人を召して、左大臣長屋王を介し次のような詔勅を下す。

比者咎徵著臻、災氣<sub>レ</sub>不止。如聞、時政違乖、民情愁怨、天地告<sub>レ</sub>譴、鬼神見<sub>レ</sub>異。朕施<sub>レ</sub>德不<sub>レ</sub>明、仍有<sub>二</sub>懈缺<sub>一</sub>耶。將百寮官人不<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>奉公<sub>一</sub>耶。身隔<sub>二</sub>九重<sub>一</sub>、多未詳委。宣<sub>乙</sub>令其諸司長官精沢<sub>下</sub>、当司主典已上、勞<sub>二</sub>心公務<sub>一</sub>、清勤著聞者、心挾<sub>二</sub>奸偽<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>供<sub>二</sub>其職<sub>一</sub>者、如<sub>レ</sub>此<sub>二</sub>二色<sub>一</sub>、具<sub>レ</sub>名奏聞<sub>甲</sub>、其善者、量与<sub>二</sub>昇進<sub>一</sub>、其惡者、隨<sub>レ</sub>狀貶黜。宣<sub>下</sub>莫<sub>二</sub>隱諱<sub>一</sub>、幅中朕意上焉。

この詔勅が下された直接的な動機は〈咎徵〉〈災氣〉〈天地告譴、鬼神見異〉といった語句に端的にうかがえるように厄災およびその兆しが聖武治世下に現れたという事実にある。天皇はこの凶事や凶兆の原因を、自らの不徳にもあるかも知れぬとしながらも、つまるところ律令官人の勤務怠慢や綱紀弛緩を糾弾しているのである。具体的には主典以上の四部官について、公務精勵の聞こえある者と邪心を抱いて公務に尽力せぬ者とを名を挙げて報告せよという内容であった。基準の曖昧な勤務評定ともいえるが、これがかなり急を告げる厳しい詔勅であったことは、翌三月三日には百官からの

〈官人善悪之状〉が早くも奏上されている事実にかがわれる。だが、わずか二週間余りでこうした唐突な勤務評定が可能であったとはとうてい思えない。おそらく百官は、この詔勅を天皇の激しい怒りのこもった勘気として受け止めたものと考えられる。要するに、取る物も取りあえず恭順の意を表したのが三月三日の奏上であった。また同十三日には正殿において、善政の官人に賜物が行われ、悪政下等の官人は解黜されたという記録があるから、天皇の怒りは決して一時的なものではなく、かなり徹底したものだつたようである。

先帝元正天皇の養老五年正月にも雷が鳴つたという記事が『続日本紀』に見え、さらに同月下旬に立て続けに二回の地震が起こつたとある。元正天皇はこれらをやはり天下厄災の兆しと見て、百官にいつその忠勤を期する旨の詔勅を同月二十七日に下す。その中に〈自今以去、若有風雨雷震之異、各存極言忠正之志〉という一節があつて、これが聖武の勘気と好対照をなしている。元正天皇は天下の厄災は天子の不徳を示すものであるから、今後、このような地震や雷等の凶兆があつた場合は、天皇に（不徳があれば、それを）直言して忠誠の意思表示をせよというのである。儒教イデオロギーにおける理想的な君臣のありようを演出した詔勅の典型といえるのだが、こうした例と比較してみると、聖武天皇の百官に向けた勘気の激しさがいつそう際立つて来る。

再び二月二十一日の詔勅に戻ると、ここで天皇のいう〈咎徴〉とか〈災気〉といった凶兆とは、冒頭の雷雨大風であることはすでに述べた。これが僧尼九百人という政權デモンストレーション的な大規模の読経会を経て、天皇の怒りを含んだ、性急にして厳格きわまる官人の綱紀肅正へと一気に畳みかけて行つたわけである。こうした一連の事実は、即位してようやく三年目に入った聖武政權の実態の一端を示唆するものと思われるが、本稿ではまず論述の軸先をこの事件をめぐる万葉和歌の問題へと向けてみたい。

『万葉集』によると、神亀四年正月にも宮中周辺がにわか曇り、雷雨が降った。この突然の雷雨によって、天皇親衛を担うべき舎人の勤務怠慢、綱紀弛緩の事実が露見してしまうのである。この事件に関わる万葉歌を詞書と左注を附して次に掲げてみよう。

四年丁卯春正月、勅<sup>二</sup>諸王諸臣等<sup>一</sup>散<sup>二</sup>禁於授刀寮<sup>一</sup>時、作歌一首併短歌

真葛はふ 春日の山は うちなびく 春さりゆくと 山の上に 霞棚引き 高円に 鶯鳴きぬ もののふの 八十伴  
 の男は 雁が音の 来継ぐこの頃 かく継ぎて 常にありせば 友並めて 遊ばむものを 馬並めて 行かまし里を  
 待ちがてに わがせし春を かけまくも あやに畏く 言はまくも ゆゆしくあらむと あらかじめ かねて知りせ  
 ば 千鳥鳴く その佐保川に 石に生ふる 昔の根取りて しのお草 はらへてましを 往く水に 襖きてましを  
 大君の 御命かしこみ ももしきの 大宮人は 玉梓の 道にも出でず 恋ふる此の頃(6・九四八)

反歌一首

梅柳過ぐらく惜しみ佐保の内に遊びしことを宮もろとどろに(6・九四九)

右、神亀四年正月数王子及諸臣子等集<sup>二</sup>於春日野<sup>一</sup>而作<sup>二</sup>打毬之樂<sup>一</sup>。其日忽天陰雷雨電。此時宮中無<sup>二</sup>侍從及侍衛<sup>一</sup>。勅行<sup>二</sup>刑罰<sup>一</sup>皆散<sup>二</sup>禁於授刀寮<sup>一</sup>而妄不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>出<sup>二</sup>道路<sup>一</sup>。

作者名は未詳であるが、詞書・長歌本文・左注を合わせて考えれば、〈授刀寮〉に〈散禁〉させられた授刀寮所属官人、

つまり授刀寮舎人の一人ということになる。散禁という語は、当時の文献では律令に見られる用語であつて、例えば「養老律令」の「獄令」には、次のような一条がある。

凡禁<sub>レ</sub>囚。死罪枷杻。婦女及流罪以下。去<sub>レ</sub>杻。其杖罪散禁。年八十。十歳。及廢疾。懷孕。侏儒之類。雖<sub>レ</sub>犯<sub>二</sub>死罪<sub>一</sub>。亦散禁。

この条文は罪人を獄に収容する際の刑具の有無や種類に関する規定を記したものが、杖罪に該当する者、また死罪に該当しても高齢者や不具者、妊婦等は獄内では散禁せよとある。散禁とは、「令義解」の該当条文の注に（謂。不<sub>レ</sub>開<sub>二</sub>木索<sub>一</sub>。唯禁<sub>二</sub>其出入<sub>一</sub>也）とあるように、特別の刑具を用いずに、ただ禁所に収監して自由を剝奪することを指す。つまり本歌作者を含む授刀寮舎人は所属する授刀寮内の禁所に収監されたというわけである。その罪状に雷雨の一件が絡んでいた事を左注が語っている。諸王以下の授刀寮舎人たちは、後にも述べるように彼らに課せられた最大の職務たる天皇の侍従・侍衛を怠り、正月の春日山で何と打毬の遊びに興じていた。そこへ突然の雷雨が降り、彼らの職務サボタージュが天皇に露見してしまったのである。往々にして厄災そのものにもなり、また凶兆でもある雷が平城京の上空に轟き渡っている時に、天皇の側近を警護するものが誰一人いなかったのだ。彼らの被散禁刑罰は勅勸によるものであった。

ここで、授刀寮について、その史的沿革や職掌について少しばかり触れておく必要がある。授刀寮の正式な呼称は授刀舎人寮であつて、令外の官として位置づけられていた。舎人はいうまでもなく天皇側近の私的な官人であるから、授刀すなわち（たちはき）という命名からも察せられるように、文字通り武器を携えて絶えず天皇の身辺護衛をする私的な性格を帯びた軍隊と考えられる。【続日本記】によれば、これが設置されたのは文武天皇崩御の一月後、慶雲四年

七月二十一日のことである。その三日前の十七日に文武の母、阿閉皇女が即位している。元明天皇である。こうした時期に授刀舎人寮が天皇の身邊に置かれるというのは理に適うことであつた。古代において皇位継承をめぐる争乱の多くは、先帝の崩御直後に起きていることに注目しなければならぬ。文武天皇崩御までの百年ほどの事例を見るだけでも、推古天皇崩御後の田村皇子と山背大兄王、孝徳天皇崩御後の遺子有間皇子と中大兄皇子、天智天皇崩御後の遺子大友皇子と大海人皇子、さらに天武天皇崩御後の遺子草壁皇子と大津皇子といった皇子たちの皇位をめぐる対立・争乱が数えられる。もちろん元明天皇の周囲には中務省所屬の武器を帯びた内舎人集団が近侍していたはずだが、天皇およびその側近には、こうした在来の制度に縛られぬ、天皇自らの息のかかった私的な融通のきく親衛兵を近侍させておく必要があつたものと考えられる。大宝律令施行以前の天皇と舎人との関係は、古くは仁徳天皇が皇后の嫉妬のため入内させられぬ寵姫桑田玖賀媛を近習の舎人播磨速待に賜つたという話<sup>(5)</sup>に端的にうかがわれるように、相互の親しい信頼関係を基盤としており、それ故、主君の危機に際して捨て身の忠誠に殉ずる舎人も多かつたのである<sup>(6)</sup>。授刀寮舎人に対して元明天皇らの期待したものは、おそらくこうした昔ながらの献身的な忠誠に生きる舎人のありようであつたに相違ない。このように考えてくると、授刀舎人寮設置のより直接的な動機を（持統天皇以来の皇位継承路線、ひいては皇位継承予定者としての首皇太子を反対勢力から守るといふこと）とする笹山晴生氏の指摘<sup>(7)</sup>は正鵠を射たものといえよう。

授刀寮舎人の職務の重要さをうかがわせる事例が、この元明天皇が太上天皇として崩御した際に見られる。『続日本記』によれば、元明太上天皇は養老五年十二月七日に六十一歳で崩御する。同月二十九日に太政官が次のような議案を奏し、許可される。

授刀寮及五衛府、別設二鉦鼓各一面、便作一將軍之号令一以為二兵士之耳目。節二進退動靜一。

ここでいう〈鉦鼓〉とは兵士の指揮を取るためのもの<sup>(8)</sup>で、つまり授刀寮および五衛府に別に新たな〈鉦鼓〉を置いて將軍の指揮号令を敏速なものとしたい、という内容である。天皇崩御直後の緊急の有事に備えた太政官の姿勢が明らかにうかがわれる奏案である。岸俊男氏は、『統日本記』における、この記事および元明天皇崩御即日に使者を派遣して鈴鹿・不破・愛発の三関を守らしめたという記事、さらに翌養老六年正月二十日に謀反を誣告したという罪状の多治比真人三宅麻呂・乘輿を指斥したという罪状の穂積朝臣老がそれぞれ斬刑に処せられる所を皇太子首皇子の奏言によって死一等を減ぜられて流罪となったという記事の三つに注目し、讓位後も実権を掌握していた元明太上天皇の崩御によって宮廷に皇位をめぐる危機が現実存在していた事実を指摘している。つまり、三関の守備強化や授刀寮・五衛府の有事への対応体制は畿内中央での争乱に備えた緊急の施策であるとしている。また多治比三宅麻呂は反藤原勢力の一角を形成する多治比一族の者であり、また穂積老は乘輿指斥、即ち露骨な天皇批判によって罰せられたものであるが、これらは皇太子擁立の中心人物たる外祖父藤原不比等を前年に失った首皇子の周辺にその地位を脅かす動きが始まったことを示唆しているものと岸氏は指摘するのである。<sup>(9)</sup>この時点から二年余り後に首皇太子は即位することとなるのだが、即位とともに始まった長屋王の皇親政治も不比等亡き後の権勢回復をはかる藤原一族の前に不安定な政局を余儀なくされたと思像され、確かに聖武天皇周辺はその即位以前から既に危機を孕むものであったといえよう。

さて、以上のような政治情況の中で授刀寮に課せられた役割は、前掲の記事に端的にうかがわれるように有事争乱の際には律令に規定された軍隊である五衛府と同格に位置づけられるものであった。現にこの太政官の奏案が表せられた時の〈將軍〉とは『武智麻呂伝』によれば、知五衛府及授刀舍人事たる新田部皇子のことであり、こうした兼任人事からも当時の授刀寮の担うべき任務が察せられるのである。<sup>(10)</sup>要するに、当該歌が詠まれた神龜四年という年は聖武政

権が危機を孕みながら、ようやく三年目に入ったばかりの時期であったという事実、さらに授刀舎人寮設置の直接的動機は聖武天皇の政権実現と不可分のものであったと考えられることを今いちど確認しておかねばならない。

## 3

前節で考察した授刀舎人寮の沿革・職掌を踏まえて当該歌の問題に戻ると、この歌の背景となった授刀舎人らの職務サボタージュはかなり重大な事件と考えざるを得ないことになる。神龜四年当時の政治情況は聖武天皇に疑心暗鬼を生じせしめるに十分な危機感を孕んでいたことは既に述べた通りであって、天皇が雷に凶兆を感じ取り、そこにわが身と天下の変事を予感したのも実に自然な成り行きであったと思われる。こうした折りも折り、天皇の身辺を守るべき肝心の授刀舎人らが宮中に一人もいなかったのである。しかも彼らは春日山で打毬に興じていたというのだ。聖武天皇の狼狽として落胆、さらに憤慨にいたるまでの心理が手にとるように分かるではないか。『養老律令』の衛禁律には、宿衛の職務を負った官人が職場を離れた場合の刑罰は杖六十、またその主司（授刀舎人寮の場合は頭）は二等加罪の杖八十と規定されているが、サボタージュ事件の授刀舎人たちはこうした実刑の代わりに勅勘による散禁を命ぜられたわけである。杖刑と散禁刑のいずれが刑罰として重いものか一概には判断しかねるが、少なくとも宮中における自らの勤務官庁を獄として拘留され、百官の見せしめにされるといことは、舎人たちにとっては深い屈辱以外の何ものでもなかったろう。授刀舎人寮は前節でも見たように天皇を取り巻く親衛隊であり、後には近衛府へと発展もしていく事実<sup>1)</sup>から察せられるように、選抜きの兵士集団であったことは間違いない。こうした集団の職務怠慢に天皇の怒りは屈辱的な刑罰を与えることをもって報いたのである。

では、当該歌はこうした天皇の怒りやその背景となる情勢的危機感をどのように受け止めているのだろうか。あるいは



は自らの罪に對して、どのような心情・意思を表出しているのだろうか。こうした問題は作品の読みそのものの中に探るべきであるのは自明だが、実は近代以降の諸注釈の多くは当該歌をさほど深く読もうとはしていない。奈良朝以前の宮廷歌集たる巻一とはほゞ同格に並ぶ奈良朝宮廷歌集、巻六には赤人・金村・千年といった宮廷歌人の代表作が収録されており、こうした錚々たる歌林の中で当該歌は確かに注釈家にとつて印象の薄い作品とはいえよう。しかし、その中で例外的に詳細な読みを加えているのは窪田空穂の『万葉集評釈』である。この『万葉集評釈』（次出より単に「評釈」と略記する。他の注釈書についても同様に扱ふ）の指摘するように、当該長歌は内容構成からいうと次のような三段落に区切ることが出来る。

・ 第一段落 真葛はふ ーわがせし春を（二十句）

・ 第二段落 かけまくもー禊ぎてましを（十二句）

・ 第三段落 大君の ー恋ふる此の頃（七句）

平城京周辺に訪れた春のありさまを描き、その情趣を楽しみたいという憧憬を述べているのが第一段落である。（真葛はふ 春日の山は うちなびく 春さりゆくと 山の上に 霞棚引き 高円に 鶯鳴きぬ）といった初六句には、四季の推移を平城京人につぶさに知らしめた春日山と高円山を提示し、春の典型的な自然をそれらに配した表現である。また（雁が音の 来継ぐこの頃）という帰雁を歌った表現は、集中ではほとんど例を見ない。<sup>12</sup>この辺りまでが春の描写ということになるが、人麻呂歌集歌を経て奈良朝雑歌が達成した季節詠の水準を示す歌い出しであろう。こうした春の季節感の描写から（かく継ぎて）の一句を挟んで、戸外の春を楽しみたいという心情叙述へと序詞的に繋いで行く語句の幹旋は人麻呂以来の長歌技法を踏まえて巧みと云っていいかと思う。

続いて、第二段落ではそうした春への止みがたい憧憬に負けて、天皇の勅勸を受けたことを後悔し、そうした耻辱に

傾く心を禊齋しておくべきであったと反省を述べる。(かけまくも あやに畏く 言はまくも ゆゆしくあらむと)を『評釈』では(授刀舎人が、職務懈怠の咎めを蒙り、勅に依つて散禁を命じられたことを云つてゐるもので、舎人からいふと久しく散禁させられてゐる現状)と解釈しているが、これは果たしてそうか。『万葉集私注』『万葉集注釈』を始めとして諸注もここを『評釈』同様に授刀舎人らが散禁刑に処せられた事実を指すものと解しているが、例えば、これと類似した人麻呂の高市皇子挽歌の長歌(2・一九九)冒頭部(かけまくも ゆゆしきかも 言はまくも あやに畏き)という表現は、これより以下の皇子に関する叙述に懸かつて行くのである。ここは『万葉集全注』の語釈で吉井巖氏が指摘するように、高市皇子挽歌の場合と同じく、以下の(石に生ふる禊ぎてまして)に懸かると解するのが自然であろう。つまり、勅諭を受けた以上、今さらこんなことを言うのも畏れ多いが云々ということである。悔やんでも悔やみ切れないという悶々たる後悔を、このように表現したものと考えればよい。

第三段落は勅諭を畏怖し恭順の意を表しながらも、なお春への止みがたい憧憬を述べるという、せめぎ合う心情表出を主要内容とするものだが、作品の主題がここに隠されていることは反歌と照応してみるとよく分かる。ただし、反歌本文に佐保とある点が、左注で春日野と記すことと齟齬をきたすという問題がある。『評釈』では反歌を(梅の花と柳の若葉の盛りの過ぎることが惜しいので、佐保の内に遊んだことを、大宮もどろくばかりに言ひ騒がれた)と解釈しており、この齟齬を春日野の名称が当時は佐保まで言い及ぼされていたのではないかとして、さほど問題にしていな<sup>(13)</sup>い。また『私注』も(左注に春日野とあるから、春日野もサホノウチの域内と考へられて居たのであらう)とし、『注釈』もこれに倣っている。こうした読みは契沖の『万葉代匠記』に既にあって、ほぼ通説化しているようである。これに対して『全注』はこの齟齬を(自由の身の官人たちが―島田注)梅や柳の見頃が過ぎるのを惜しんで 佐保の内に遊んだことを 宮もどろくばかりに語り合っているよ)という読みによつて解消させている。しかしこの読みであると長

歌・反歌との連合によって表出される主題的心情が拡散してしまわないか。【全注】解に従えば、反歌は春を楽しむ自由な官人たちへの羨望ということになる。長歌第三段落に見られた天皇への恭順と春への憧憬というせめぎ合い、背反する心情が、この解釈では羨望というまた別の心の状態へと変わってしまう。おそらく反歌は背反する心情の中、春への止みがたい憧憬を繰り返しているのである。と同時に、そうした耽美的心情が宮廷内で口さがなく無風流に騒ぎ立てられていることへの憤りが歌い添えられる、という風に私はこの反歌を読む。左注に〈時に悒憤して、この歌を作る〉と作歌動機が説かれてあつたが、まさにこの反歌は〈へいきどおり、うれえる〉という心情を挺子として歌われたものではなかつたか。

4

この長歌に関して『評釈』は次のような評を加えていて、注目される。

読後の感からいふと、作因となつてゐる事情は遠く背後に隠れて歌の上には直接に表はれて来ず、現はれてゐるものは、耽美の情の充されない愚痴が、調子低く縷々として述べられてゐるに過ぎないものとなつてゐる。更に云ふと甘美に似た言葉は実に多いが、他の胸に触れ得る一般性の認められる情緒は全くなく、随つて味ひの極めて稀薄なものなのである。本来長歌は叙事に抒情を伴はせたもので、叙事をすることによつて抒情を徹せしめようとしてゐるものである。本来の長歌はすべてその範囲のものである。然るに此の歌は叙事を除外し、単に抒情のみを遊離させ、抒情の言葉を多くすることによつてそれを徹せしめやうとするといふ、長歌の本来より見ると跛行的なものであつて、それが此の歌を無味なものとしてゐるのである。

つまり、此の歌は長歌の叙事的本来性から逸脱した抒情一辺倒の変則的な作品であり、しかもその抒情たるや単なる執拗な〈愚痴〉の類に過ぎないというのである。この指摘は当該長歌の構成に今いちど触れて見ると、実の中していると言わざるを得ない。前節で検討した通り、当該長歌の構成は第一段落における耽美的心情の叙述、さらに第二段落における耽美的心情への反省・後悔の叙述と続き、それらを締めくくるべき結末第三段落で、なお連綿として如上の背反する心情を歌おうとするものであった。『評釈』はそこに叙事の欠如、それ故に客観性の稀薄な〈愚痴〉のごとき抒情といったものを読み取っているわけである。反歌に関しても『評釈』は同じように本質を衝いて辛辣である。

この反歌は明らかに事実を枉げて、春日野で打毬に耽つてゐたことを、風流な遊びに云ひ做したものである。これは風流といふことが重んじられ、その為とあれば大方のことは許される風となつてゐたので、それを仮りて事を小さくし、その対照として「宮もとどろに」と云つて、結果の不釣合であることを云つたものである。長歌の悔悟の情の見えるのとは反対な意のものである。当時の官人の、職責に対する覚悟の足りなかつたことを明らかに示してゐるものである。

この指摘もまた、ほぼ正当なものといえるだろう。確かに官人としての責任感の欠如した詭弁という感は否めない。しかも前節で述べたように、この反歌には〈悞憤〉という作歌動機が端的にうかがわれ、さらに長歌からの主題的心情Ⅱ春への止みがたい憧憬がそれを詰る他の官人への〈悞憤〉を加えながら、繰り返されているのであった。つまり当該歌作者にとって春への憧憬という耽美的心情、風流に傾斜する心情の方が官人としての職務などより遥かに高い価値を占

めているという論理が、この反歌には露骨に表出されているのである。こうした心情は職務をサポート・ジュしてもなお余りあるものだというところに作者は執拗なこだわりを示そうとしているとしか読めないのだ。さらに長歌からの展開を踏まえれば、それは勅を以て彼らを処罰した天皇への畏怖・恭順の念をも越えるものであると反歌は歌い結んでいることになるのだった。

このように読んで来ると、当該長歌・反歌には先に記した情况的危機感に対する認識などは全く歌われておらず、また自らの罪の意味を問おうとする姿勢もわずかな言葉の上に形式的に表れているばかりである。さらに「こゝには、『評釈』の指摘する（愚痴）や詭弁にとどまらぬ、官人を拘束する制度への、そしてその統帥者である天皇への反抗的姿勢さえ暗にうかがわれるとさえいえよう。このような性格をもつ当該歌がどのような経路を経て、巻六編纂者の手もとに渡ったのか明らかではない。巻六は先にも触れたように、奈良朝宮廷歌集という趣を呈した百六十一首から成る歌巻である。追補と考えられる一〇四四番歌から巻末一〇六七番歌までの二十四首を除くと、養老七年五月から天平十六年正月までの正確な作歌年時を題詞に記載された宮廷関係雑歌が並ぶ。これはほぼ聖武天皇の治世と重なる歌々であり、聖武自身も四首（九七三・九七四、一〇〇九、一〇三〇）をこの歌巻に残しているし、また紀伊・吉野・難波・印南野といった地域への聖武行幸従駕歌も多い。伊藤博氏によれば、巻六は白鳳皇統にとって念願であった天武再来の天子たる聖武天皇即位が今や実現しようとする時期（養老七年五月、聖武即位九ヶ月前）の金村の天皇讚歌（九〇七―九一二）を巻頭に置いた、巻一の白鳳的古代宮廷歌集に対位すべき奈良朝現代宮廷歌集であったとされる<sup>14</sup>が、首肯できよう。つまり、この歌巻は聖武天皇およびその宮廷と不可分の公的な編纂意図に貫かれた雅歌集であったのだ。

こうした歌集に先述したような、不穏とも不敬とも読み得る内容の当該歌が収録されているのは実に興味深いことである。巻一にも、例えば麻統王の歌（二二）のように流罪人の作が載っているし、巻六にも石上乙磨が土佐に配流され

時の歌（一〇一九―一〇二二）があるが、ともに歌意は宮廷歌集にあって当該歌のような不穏当なものではない。これは一つには、やはり「評釈」の指摘するように（風流と云ふことが重んじられ、その為とあれば大方のことは許される風となつてゐた）かのように見える時代の雰囲気を考えてみるべきなのであろう。「続日本記」天平六年二月一日の条に、聖武天皇が朱雀門の歌垣を見物したという有名な記事がある。長田王・栗栖王・門部王・野中王らを歌頭として、難波曲を始めとする宮廷古歌五曲が奏されたという。天皇とともに歌垣見物をした宮廷の男女二百三十余人、その中に五品以上の（風流有る者）がすべて含まれていたと記されている。この記録などは歌舞音曲等の風流趣味に対する聖武天皇の姿勢、さらには宮廷官人のそれへの追隨を典型的に示すものであろう。また、例えば詩宴を伴つた中国宮廷風の七夕の節会が正史に現れるのも聖武天皇天平六年が最初である。「万葉集」<sup>15</sup>でも、例えば当該巻六に節度使へ賜つた伝統的な勸酒歌（九七三、九七四）や葛城王（橘諸兄）らに橘姓を賜つた時の歌（一〇〇九）など、宮廷の宴席で天皇自らの歌を披露した事実があつて注目される。さらに、聖武朝初期の皇親政治を推し進めた長屋王は言うまでもなく風流趣味を以て一時代を画した人物であり、授刀舎人らがサボタージュ事件を起こした翌月の神龜四年二月に右大臣から左大臣へと官を極める。

にもかかわらず、時代は即位直後の聖武天皇をめぐって危機感を孕んでいたことは先述した通りであつた。また同時に大宝律令が養老律令による改編を経ていつそう整い、着々と完備されゆく法的制度によつて官人が一段と緻密に管理される時代を迎えようともしていた。こうした情況の中で、一方、中国伝来の風流趣味という（遊び）が仏教信仰などと併せて宮廷に定着して行くのは、このような現実の緩衝材として実に自然な成り行きであつたと思われる。歌もまた風流趣味を満たす（遊び）としての側面が官人たちに意識化されて行つたはずである。歌はおそらく、官人たちにとつて現実とは異なる雅びな（遊び）であり、さらに言うならば、仮に現実世界に端を発していたとしても、それはあくま

で〈虚〉の世界に帰属するものとする創作意識・享受意識が当時の宫廷に育ちつつあったものと考えられる。題詠を主流とする王朝和歌時代への歩みは着実に始まっていたのである。

聖武宫廷歌集巻六に位置づけられた当該歌は、そうした風流としての文芸意識の熟しつつある時代における、歌の享受のありようを示しているのではないか。授刀寮舎人らの職務怠慢は現実の論理によつて罰せられればよく、彼らの一人が歌つた当該歌は〈遊び〉の世界を拠点とする虚構に過ぎない。つまり、職務怠慢およびその結果としての散禁刑という現実とその現実への〈悵憤〉を歌にすることは別次元の問題なのである。それは緻密を極めて行く律令制度に対して、人間としての官人の心や感情がほとんど介入する余地のないという現実と呼応しているはずである。したがって、当該歌に現実に対する愚痴や詭弁を感じ取つた『評釈』の指摘は必ずしも正確ではない。上述したように、制度と心情との回路が断たれているが故に、作者はむしろ開き直つて〈悵憤〉の心情を表出したのである。しかし、それが愚痴や詭弁に見えてしまうのは、この場合、歌の背景となる現実の浸蝕を〈遊び〉の世界が遮りきれていないからではなかつたらうか。

このように考えて来て、なおかつ当該歌にうかがわれる聖武天皇への反抗的姿勢を問題視するならば、亡き父不比等の権勢の余波が残つた聖武朝初期における、藤原一族の権勢の影がそこに揺曳されているかも知れない。『令集解』が「衣服令」の条で引用する養老六年の格に〈従三位行授刀頭藤原朝臣房前〉云々とあるように、聖武即位直前の授刀舎人寮長官は不比等の次男、房前であつた。房前は聖武天皇の母宮子の兄に当たり、天皇にとつては伯父ということになる。

令外の官である授刀舎人寮の頭に、首皇太子擁立の中心人物であつた不比等の切れ者の遺子が、しかも閣僚級の官位をもつ人物が叙せられているのであつた。このような人事にも授刀舎人寮の担つた重要な意味が現れている。このサボタージュ事件の時も房前が寮頭であつたと考えられるが、当該歌作者が上述した天皇への反抗的姿勢を敢えて歌い得た背景<sup>(16)</sup>

には、長屋王に迫る房前の権勢と矜持が不可分に働いていただろう。当然のことだが、勅勅は寮頭房前にも向けられたはずだからである。

『続日本記』によると、この事件の翌月に長屋王を介して下した例の〈百官善悪之状〉に関する詔勅が、ただちに奏上されたことは先にも述べた。これも既に触れたが、〈百官善悪之状〉が奏上された十日後の三月十三日、天皇は奏上された勤務評定に従って〈善政〉の官人に賜物、〈中等〉の官人には賜物なく、また〈下等〉の官人を〈解黜〉したと記されている。この時に授刀舎人寮の舎人がどのような評定の下に天皇に処遇されたか記録はない。ただ、その九日後の三月二十一日に次のような記事が見えて、注目される。

甲午、天皇御<sub>二</sub>南苑<sub>一</sub>。参議従三位阿部朝臣広庭宣<sub>レ</sub>勅云、衛府人等、日夜宿<sub>二</sub>衛闕庭<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>下</sub>輒離<sub>二</sub>其府<sub>一</sub>散<sub>中</sub>使他<sub>上</sub>。因賜<sub>下</sub>五衛府及授刀寮醫師已<sub>下</sub>至<sub>二</sub>衛士<sub>一</sub>布<sub>上</sub>。人有差。

宮廷を守るべき五衛府と授刀寮の官人を他府が使用してはいけないという趣旨の詔勅である。要するに、これは彼らが配属場所を離れてしまう事実がしばしばあったということを端的にうかがわせる記事であろう。また表向きは彼らの労をねぎらうということだろうが、布が下賜されている。天皇が身辺の危機感の深まりをかなり意識していたこと、さらに五衛府の衛士や授刀舎人の士気や綱紀が天皇にとって、いま一つ信頼できぬ、むしろ不安の種であったことを語る記事ともいえよう。この記事から推察すれば、授刀舎人らは三月十三日の賜物・解黜に際して、〈下等〉ないしは、良くても〈中等〉の評定を下された可能性は高いが、しかしその直後に一種の機嫌取り、懐柔策としてこの賜物があつたと思われる。あのような重大事件を起こしてもなお、天皇が授刀舎人に託した責任と期待は大きかったようである。



注

- (1) 聖武治世年間、宮中周辺の雷に関する「続日本記」の記事を掲げると、左の通りである。
- ①神亀四年二月十三日 夜、雷雨大風
- ②神亀五年十一月一日 雷。
- ③天平二年六月二十九日 雷雨。神祇官屋災。往々人畜震死。
- ④天平二年十一月七日 雷雨大風。折レ木登レ屋。
- ⑤天平五年一月七日 雷風。
- (2) 「続日本記」によれば、神亀二年正月、厄災銷滅のため僧六百人を宮内に召して、大般若波羅密多經を説經させたのを最初として、聖武天皇はその治世下に十四回の大規模な説經会を催している。本文に記したように、その中では神亀四年二月の当該説經会が僧尼の人数の上では最大ということになる。しかし、讓位三年後の處舍那仏開眼供養では一万人の僧が東大寺に招請されている。
- (3) 打毬は「倭名類聚抄」に〈萬利字知〉と和訓が記され、同書に〈末利古由〉と訓じられる蹴鞠とは異なるものようである。古典全集本「万葉集二」の頭注によると、打杖で毬を打ち相手方の毬門に入れて勝負を争う、今日のポロの前身といわれる騎馬競技のことという。ペルシア方面を發祥地として東西に広がり、日本へは唐を経由して傳來、「日本書記」皇極三年正月の条に初出記録があり、特に平安朝初期宮廷で流行したという。同書には正倉院御物の絨毬「花卉人物長方毬二床」に描かれた人物像が掲載されているが、それは二人の人物が杖で毬を打っているものである。これについて同書頭注は〈日本の打毬は騎乗によらぬホッケー風のことも多く、この歌の場合もそうであったかと思われる〉としている。
- (4) 「職員令」の中務省の条によれば、内舍人の員数は九十人、その職掌は武装して宮中に宿衛すること・雑使に供奉すること・天皇の駕行に際してその前後を護衛することの三点が記されている。
- (5) 「日本書記」仁徳十六年七月一日の条。
- (6) 神田秀夫氏は「大宝以前の舍人に就いて」(神田秀夫論稿集三「万葉集の技法」所収。ただし初出は昭和三十七年十二月「香椎潟」であるが、未見)において、雄略天皇から大津皇子までの舍人の殉忠物語九例を「日本書記」から引いて、大宝以前の舍人の実態を〈帝室、諸王の無二の忠臣〉としている。
- (7) 「古代国家と軍隊」九七頁

(8) 完訳注釈『続日本記』第一分冊注釈七三頁

(9) 『日本古代政治史研究』一七七—一九三頁。なお同書にも援用されているが、角田文衛氏は「首皇子の立太子」(『律令国家の展開』所収)において、和銅七年六月の首皇子立太子をめぐる、次のような見解を述べている。『続日本記』和銅六年十一月五日の条に石川・紀二嬪の号が貶しめられたという事件、および『新撰姓字録』の高円朝臣の記事から、文武天皇には不比等の娘宮子との間に生まれた首皇子以外に、石川朝臣刀子娘との間にも広成皇子(後の高円朝臣広成)・広世皇子(後の高円朝臣広世)の二人の皇子がいたことを推定し、首皇子の立太子を願う不比等と夫人三千代は陰謀により石川朝臣刀子娘を失脚させ、その二子たる広成皇子・広世皇子から皇孫を剽奪し、彼らの立太子を妨害したという。

(10) 完訳注釈『続日本記』第一分冊の注釈において、林陸朗氏は知五衛府及授刀舎人人事に関し(令制の五衛府と令外の授刀舎人寮を総括する地位であるが、実質的な権力があつたかどうか不詳)と述べ、この人事を新田部皇子と舎人皇子との均衡をはかった形式的なものとしている。後者の均衡人事という見解は首肯できる点もあるが、本論でも述べた通り、この時期に授刀舎人寮に課せられた役割は非常に重要なものである。こうした部署の長官に(実質的な権力)が与えられないとは想像しがたい。

(11) 授刀舎人寮は幾度かの改変を経て、近衛府へ発展して行く。この散禁事件以降の変遷を記すと、次のようである。

・ 神亀五年八月一日 授刀舎人・授刀舎人寮とも廃止、中衛府に吸収(『古代国家と軍隊』笹山晴生説)

・ 天平十八年二月七日 騎舎人を改めて、授刀舎人とす

・ 天平勝宝八年七月十七日 授刀舎人の所轄を中衛府に置く

・ 天平宝字三年十二月二日 授刀衛を置く

・ 天平神護元年二月三日 授刀衛を近衛府とする

(12) 当該長歌以外に帰雁を歌った作品は、次の(見帰雁歌二首)と題された大伴家持作だけである。

燕来る時になりぬと雁がねは本郷思ひつつ雲隠り鳴く(20・四一四四)

春設けてかく帰るとも秋風に黄葉の山を超え来ざらめや(20・四一四五)

(13) 『萬葉代匠記』(岩波『契沖全集』第三卷)初稿本に(さほの内へ出てあそひし事を、宮の内とよみていひさはかれ、散禁の罰にあたりて、鬱々としてをるといふ心なり)とあり、精撰本にも(佐保ノ内ノマチカキ所ニ遊ヒシカトモ、折節ノワロクテ、

宮ノ内コソリテモテサワクハカリノカシコマリニアヘルトナリ)とある。

- (14) 『萬葉集の構造と成立 上』第五章第二節
- (15) 『続日本記』天平十六年七月七日の条に、(天皇親<sub>二</sub>相撲戲。是夕、徒<sub>二</sub>御南苑<sub>一</sub>、命<sub>二</sub>文人<sub>一</sub>賊<sub>二</sub>七夕之詩<sub>一</sub>。賜<sub>レ</sub>禄有<sub>レ</sub>差)とある。
- (16) 注(7)の前掲書一〇〇頁

(しまだしゅうぞう・助教授)